

福島空港うつくしま・ちゅらしま総合交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、うつくしま・ちゅらしま交流宣言に基づいた本県県民と沖縄県民の交流を推進することにより、両県の将来にわたる持続的な振興・発展と福島空港の利用促進を図るため、福島空港に就航する航空機を利用して交流活動を実施する団体に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、福島県又は沖縄県の別表1に定める活動を行う団体を対象とし、福島空港に就航する国内定期路線（臨時便を含む）又は国内チャーター便を利用して交流活動を実施する場合（催行中の交流活動において悪天候等やむを得ない理由による代替着陸（ダイバート）や欠航で福島空港を利用できなかった場合を含む。）に、次の各号のいずれかの支援区分により交付するものとし、別表2により算定した額の範囲内において知事が定める額とする。

- (1) 福島・沖縄間の交流活動を継続して行っている団体に対する支援
- (2) 新たに福島・沖縄間の交流活動を行う団体、又は2011年度より前に福島・沖縄間の交流活動を行っており、2011年度以降活動を休止していた団体に対する支援

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施する日から起算して15日前までとする。ただし、4月に当該事業を実施する場合は当月初日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体の概要
- (2) 交流活動計画書（行程表及び活動経費の算定基礎資料を含む）
- (3) 交流活動参加者名簿
- (4) その他参考となる資料

3 申請者は、第1条の補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 補助金交付の決定の通知を受けた団体は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

5 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の交付条件)

- 第4条 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める交付の条件は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年2月6日文科科学省・経済産業省告示第2号）に従うこととする。
- 2 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の増額を伴わない人数又は経費の変更（2割以内の増減に限る）とする。

(変更の承認)

- 第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島空港うつくしま・ちゅらしま総合交流事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

- 第6条 規則第8条に規定する別に定める期日は、交付の決定を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

- 第7条 規則第13条の規定による実績報告については、福島空港うつくしま・ちゅらしま総合交流事業実績報告書（第3号様式）により、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

- 第8条 補助金交付の決定の通知を受けた団体は、実績報告後、福島空港うつくしま・ちゅらしま総合交流事業補助金請求書（第4号様式）を速やかに提出しなければならない。
- 2 県は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に支払うものとする。

(会計帳簿等の整備等)

- 第9条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業完了後に申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、福島空港うつくしま・ちゅらしま総合交流事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第5号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

対象となる 団体の活動 内容	1 青少年の育成に関する交流活動 2 教育・文化に関する交流活動 3 特色ある産業に関する交流活動 4 健康・福祉に関する交流活動
----------------------	--

別表2（第2条関係）

区 分	要件及び補助額
1 福島・沖縄間の交流活動を継続して行っている団体に対する支援（第2条第1号）	<p>10名以上の団体が、福島空港を往復利用して交流活動を実施する場合に、次の補助を行う。</p> <p>交流活動人数 1人当たり1万円（ただし、片道利用の場合は1人当たり5千円）（上限20万円）</p> <p>※1団体の申請は年度内1回限り（ただし、年度内に交流人数を増員した交流活動を計画している場合は、複数回の申請を可とする。）</p>
2 新たに福島・沖縄間の交流活動を行う団体、又は2011年度より前に福島・沖縄間の交流活動を行っており、2011年度以降活動を休止していた団体に対する支援（第2条第2号）	<p>5名以上の団体が、福島空港を往復利用して交流活動を実施する場合に、次の補助を行う。</p> <p>① 団体の集合場所と出発地空港（※）間の往復の交通費に対する支援 経費全額（上限30万円） ※福島県内の団体：福島空港 沖縄県内の団体：乗継便利用の場合は那覇空港チャーター便利用の場合は沖縄県内の最寄り空港</p> <p>② 交流活動の実施に対する支援 交流活動人数 1人当たり1万円（ただし、片道利用の場合は、1人当たり5千円）（上限20万円）</p> <p>※1団体の申請は1回限りとする。</p>